

## 4 土壌汚染

### (1) 土壌汚染の概要

#### ア 土壌汚染対策法

土壌は、水・大気とともに環境の重要な構成要素であり、人をはじめとする生物の生存基盤として、また、物質循環のかなめとして重要な役割を担っています。しかし、土壌は水や大気と比べその組織が複雑で、有害物質に対する反応も多様であり、いったん汚染されるとその影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染となる等、水や大気とは異なる特徴を有しています。このような環境としての土壌の役割や汚染の態様を踏まえ、土壌汚染対策法が平成15年2月15日に施行されました。

法の基本は、汚染が懸念される土地を速やかに調査し、汚染の有無を明らかにすること、汚染が明らかになった土地について、健康被害が生じないよう適正に防止措置を講ずることです。

本市においては、特例市となった平成15年4月1日から、土壌汚染対策法に基づく各種届出書受理事務のほか、汚染土壌区域の指定等県知事の権限に属する事務を行うこととなりました。

また、平成22年4月1日より改正土壌汚染対策法が施行され、一定規模以上の土地の形質変更時の届出制度や要措置区域等の指定、自主調査に基づく要措置区域等への指定申請などの規定が追加されました。

#### イ 土壌汚染対策法にて対象となる物質（特定有害物質）

対象となる特定有害物質は、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生じるおそれがあるもので、

- (7) 特定有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによるリスク
- (i) 特定有害物質が含まれる汚染土壌からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスク

の2種類のリスクから26物質が選定されています。（平成29年4月1日時点）

【表1】 特定有害物質

|    | 特定有害物質の種類       |    | 特定有害物質の種類           |
|----|-----------------|----|---------------------|
| 1  | クロロエチレン         | 14 | 六価クロム化合物            |
| 2  | 四塩化炭素           | 15 | シアン化合物              |
| 3  | 1,2-ジクロロエタン     | 16 | 水銀及びその化合物（アルキル水銀含む） |
| 4  | 1,1-ジクロロエチレン    | 17 | セレン及びその化合物          |
| 5  | シス-1,2-ジクロロエチレン | 18 | 鉛及びその化合物            |
| 6  | 1,3-ジクロロプロペン    | 19 | 砒素及びその化合物           |
| 7  | ジクロロメタン         | 20 | ふっ素及びその化合物          |
| 8  | テトラクロロエチレン      | 21 | ほう素及びその化合物          |
| 9  | 1,1,1-トリクロロエタン  | 22 | シマジン                |
| 10 | 1,1,2-トリクロロエタン  | 23 | チウラム                |
| 11 | トリクロロエチレン       | 24 | チオベンカルブ             |
| 12 | ベンゼン            | 25 | PCB                 |
| 13 | カドミウム及びその化合物    | 26 | 有機りん化合物             |

## ウ 対象となる土地

土壤汚染の状況を把握するための調査の対象となる土地は、①使用が廃止された、有害物質使用特定施設に係る工場または事業場の敷地であった土地、②土壤汚染による健康被害が生じるおそれがあると県等が認める土地で、これらは土地所有者等がその汚染の状況を調査することになります。

この調査で、土に含まれている有害物質の量や土から有害物質の溶け出す量が基準を超えていることがわかった場合、市がその土地を指定区域に指定し、台帳を作成の上情報を公開します。

## エ 土壤汚染の特徴

- (ア) 土壤汚染の原因となっている有害な物質は、水中や大気中と比べ移動しにくく、土中に長く留まりやすく、水や大気と比べ汚染の範囲は局所的です。
- (イ) 目に見えず、汚染されていることに気付きにくい。
- (ウ) 一度土壤が汚染されると排出をやめても、長期間汚染が続き、人の健康や生態系等に長期にわたり影響を及ぼします。

## オ 土壤汚染対策

汚染が明らかとなった場合は「汚染除去等の措置」や「土地の形質の変更の制限」が課せられることとなります。

## (2) 土壤汚染の現況

平成28年度は、土壤汚染対策法第3条及び第4条に基づく土壤汚染状況調査の対象事案はありませんでした。

また、平成29年12月31日現在、下記の区域を指定しています。

### ア 要措置区域

指定地域はありません。

### イ 形質変更時要届出区域

形質変更時要届出区域の指定地域は次表のとおりです。

【表2】形質変更時要届出区域

| 指定年月日       | 所在地              | 面積                       | 対象となる特定有害物質             |
|-------------|------------------|--------------------------|-------------------------|
| 平成23年 5月 9日 | 宝塚市安倉西2丁目286番21外 | 3,580.42 m <sup>2</sup>  | 砒素及びその化合物<br>ふっ素及びその化合物 |
| 平成24年10月31日 | 宝塚市小浜2丁目5番の一部    | 1,540 m <sup>2</sup>     | 砒素及びその化合物<br>ふっ素及びその化合物 |
| 平成25年 8月30日 | 宝塚市東洋町2番1        | 88,249.53 m <sup>2</sup> | ふっ素及びその化合物              |
| 平成29年11月27日 | 宝塚市高松町80番1の一部外   | 300 m <sup>2</sup>       | 鉛及びその化合物<br>ふっ素及びその化合物  |